

生徒手帳に記載されている校則

【特別指導について】

特別指導は、校則に違反した生徒、及び本校生徒としての本分を逸脱した生徒に対して行う。これは学校として指導を行い、生徒の非行を防止するとともに反省を促し、あるべき教育的効果を期待するものである。

特別指導とは

特別指導は、学校謹慎を原則とし、所定の課題を終了しなければならない。課題が終了できないときや特別指導のルールに違反した場合は指導期間を延長する。

特別指導対象行為

- ① 喫煙、飲酒、及び喫煙具・酒類の所持
- ② 単車登校及び同乗（ペダル付き原動機付き自転車、電動キックボード、自動車等を含む）
- ③ 賭博行為等
- ④ 法令で禁止されている場所への立ち入り
- ⑤ 授業妨害及び対教師暴言・対教師への威嚇行為
- ⑥ 対教師暴力
- ⑦ 単純暴力行為（喧嘩）
- ⑧ 考査におけるカンニング・携帯電話を見る等の不正行為
- ⑨ 一方的な暴力行為、集団暴力行為
- ⑩ 窃盗行為
- ⑪ シンナー・薬物等の使用・保持
- ⑫ 問題行動の累積
- ⑬ SNS 等による肖像権侵害・誹謗中傷等
- ⑭ 恐喝行為
- ⑮ 運転免許取得無届け・交通違反
- ⑯ 遅刻指導違反
- ⑰ 指導ポイント 20 点～
- ⑱ その他、生活指導部が特別指導の必要性を認める問題行動

【校内生活について】

(1) 遅刻・早退・欠席

イ. 本校の始業時間は年間通じて、8時 30 分である。始業時 10 分前までに登校し、生活節度を重んじるように心がける。

ロ. 無断欠席、早退のないように注意し、遅刻のないよう心がける。

ハ. 病気その他の理由で、欠席・遅刻・早退する時には何等かの方法で当日 8 時 15 分までに保護者から必ず学校に連絡し、後日、クラス担任宛にそれぞれの届を提出する。

- ① 病欠 1 週間以上の際は医師の診断書を添える。
- ② 8 時 40 分（朝学なし）、8 時 50 分（朝学あり）以降の遅刻者は、入室許可証を授業担当者に提出する。
- ③ 授業時間内に退出した時は、途中入室許可証を必要とする。

ニ. 遅刻が複数回になる者には、特別指導を実施する。

(2) 外出

- イ. 始業後の外出は禁止している。どうしても外出する必要がある場合は担任が発行した外出許可証を提出する。
- ロ. 昼食のための外出は禁止しているので、弁当を持参するか、校内食堂を利用する。

(3) 休暇中の登校

- イ. 単車・自動車登校は禁止する。
- ロ. 制服着用のこと、私服での登校は禁止する。

【自転車通学の注意】

1. 交通規則をよく守り、交通安全には十分留意する。
※令和5年4月1日からヘルメットの着用が義務化。
2. 自転車は各学年所定の場所に整列しておくこと。スタンドを付け、ハブステップは付けないこと。
3. 盗難防止に心がけ、チェーンを巻き、シリンダー錠をかける。
4. 自転車通学登録書を生活指導部に必ず提出し、本校指定のステッカーを指定の位置に貼ること。
5. 上記注意を守らない場合は、自転車による通学を認めない。また、Uキー指導の対象とする。
6. 通学中に事故をおこした場合は、警察、学校に連絡する。
7. 道路交通法に違反する自転車での通学は認めない。

【身だしなみ指導について】

生徒は常に制服を着用する。また、高校生にふさわしい身だしなみを心がける。

1. 制服

- ア. 10月から5月までの間は、原則として冬の制服を着用する。また、上服には、本校指定のボタンをつける。
冬の制服とは次にあげるものである。
 - ・本校指定のブレザー、指定学年別のカッターシャツ、
 - ・本校指定のスラックス・指定学年別のネクタイ
 - または、本校指定のスカート・指定学年別のリボン
 - ・本校指定のセーターおよびベスト（必須ではない）

防寒着は、防寒が足りない場合、登下校時のみ制服の上から着用してもよい。

- イ. 6月から9月までの間は、原則として夏の制服を着用する。夏の制服とは次にあげるものである。
 - ・指定学年別のカッターシャツ、
 - ・本校指定のスラックスまたは、本校指定のスカート

ウ. 移行期間の設定

春、秋の衣替えの時期に、寒暖に合わせて移行期間を設定する。移行期間中は、夏、冬どちらの制服を着用してもよい。なお、移行期間は生活指導部から連絡する。

エ. 注意

- ・変形させた制服は、一切着用を認めない。
- ・スカートは膝が隠れる長さとする。
- ・学校指定のセーター・ベスト以外のパーカーやカーディガンなどをブレザー内に着用しないこと。預かり指導を実施する場合もある。
- ・ケガ等で、やむをえず制服以外の衣類を着用する場合には異装許可願を提出すること。

2. 靴

ア. 通学時は運動靴等を使用し、身だしなみを整える。かかとのない靴は認めない。

イ. 校舎内では本校所定のスリッパ（上履き）を使用する。

ウ. 注意

- ・所定のスリッパ以外の使用は一切認めない。
- ・病気、傷害等、やむをえず所定の靴及びスリッパ以外のものを使用する場合には、異装許可願を提出すること。

3. 頭髪

故意による染色および脱色、パーマ、不自然な頭髪（奇抜な髪型）は一切認めない。改善指導に従わない場合は再登校指導の対象とする。

4. その他

ピアス・帽子は預かり指導の対象とする。

- ・服装規定、身だしなみ指導を違反する者で再三にわたって指導を受け入れず改善が見られない場合は、特別指導を実施する。
また、ネイルアート・付け爪・マニキュア等爪に何かを付けることは禁止する。化粧においては、あまりにも甚だしい場合には指導の対象とする。

【携帯電話指導について】

1. 携帯電話の学校への「持ち込みは、原則禁止とする。」

ただし、携帯電話を学校に持ち込む場合は、保護者が「携帯電話持込許可願」を学校に提出する。

2. 授業中・学校行事等で使用したときの指導について

その場で預かり、放課後（授業終了後 10 分後）に返却する。また、ポイント指導の対象とする。

※ ウェアラブル通信機器・音楽プレーヤー・ゲーム機・マンガ・雑誌・トランプ類等は、携帯電話と同じ扱いとする。また、イヤホンをしている場合も携帯電話・音楽プレーヤー・ゲーム機等を使用しているとみなす。

【再登校指導について】

再登校指導期間において、本校の身だしなみ規定に違反する生徒は、すみやかに帰宅し、指導内容を改善し、再度、その日に登校すること。

1. 違反内容

カッターシャツ・ブレザー・ネクタイ・リボン未着用・実習服・サンダル等での登校、頭髪違反（生活指導部で判断）については対象とする。

2. 指導された生徒は、すみやかに指導内容を改善し、再登校すること。生活指導部が改善されていると判断した場合、所定の時間帯については出席扱いにする。

【授業遅刻・中抜け指導について】

毎月の調査より、授業への遅刻、途中入室が多い生徒に対してポイント指導の対象とする。また、中抜けに対しては反省文等の指導も行う。

【指導ポイント制度について】

身だしなみ・携帯電話・無断外出・授業中抜け・授業遅刻などの指導を一本化して、それぞれの指導を点数化し累積点数に基づき指導を行う。

1. 指導項目と点数（例）

4点：無断外出、授業中抜け、携帯電話等使用（届出無）、器物破損などは反省文課題

2点：携帯電話等使用（届出有）、立入禁止区域侵入、土足侵入、食器持出
異装関連 2点：（その場ですぐに取りれる物）パーカー等

1点：ブレザー、ネクタイ、シャツ、靴、ズボン、その他異装

2. 特別指導内容

累積点数 10点 部長訓告（保護者同伴）反省文等の指導あり

累積点数 20点 校長訓告（保護者同伴）反省文等の指導あり

累積点数 30点以上は特別指導の対象になります。

